

介護保険改定における 注意点（訪問看護）

4月18日（土）文化センター

姫路市医師会訪問看護ステーション
課長 田中 美佐子

●改定のポイント

●基本報酬

訪問看護ステーション → 減算
加算方式で誘導

病院・診療所からの訪問看護の充実

→ 増額

病院又は診療所からの訪問看護供給量の拡大を目的とする

☆定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- * 姫路市では4月から1ヶ所始動
- * 連携ステーションについては中播磨訪問看護ST連絡会が協力
- * 通所サービス利用時の減算の改善

☆看護小規模多機能型居宅介護 (旧 複合型サービス)

- * 登録定員25名以下→29名以下へ
- * 訪問看護体制強化加算・減算共に新設

看護体制強化加算(300単位/月) * 限度額枠内

- 前3ヶ月間で緊急訪問看護加算 50%以上
- 前3ヶ月間で特別管理加算 30%以上
- 前12ヶ月間でターミナル加算算定1名以上



特別管理加算の考え方は？

看護体制強化加算における 特別管理加算の算定方法

- まず、介護と予防は別計算
- 30%以上の計算方法

	1月	2月	3月
A	○	○	○
B	◎		
C	○	入院	◎

集中減算の考え方

診療報酬との整合性は？

- 特定の事業所の割合が80%を超える場合
- 対象サービスの範囲について限定を外す
- **機能強化型訪問看護ステーション算定要件**
訪問看護事業所と居宅介護支援事業所が同一敷地内に設置され医療的な管理が必要な利用者1割程度についてサービス計画を作成していること

ご清聴ありがとうございます

